
今月のテーマ **平成27年度法人税率の改正**

平成26年12月の税制改正により法人税率が改正されました。『デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革』の一環によることです。また復興特別法人税が前倒しで廃止され平成26年4月1日より開始する事業年度から課税されないことになりました。これにより実効税率も変化しますので、注意が必要です。

1. 法人税率の引き下げ

改正後の法人税率は平成27年4月1日以後開始事業年度から適用になります。また、中小法人の軽減税率(15%)の特例の適用期限が2年間延長され、平成29年3月31日までに開始する事業年度まで適用となりました。

		平成27年4月1日以後 開始事業年度	改正前
中小法人 (資本金の額等1億円以下の普通法人)	年所得800万円以下	15%	15%
	年所得800万円超	23.9%	25.5%
上記以外の法人		23.9%	25.5%

2. 法人事業税の外形標準課税の拡大

改正後の法人事業税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度、および平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。これにより、法人事業税における外形標準課税(付加価値割・資本割)は2倍となり、一方で所得割は3分の2程度に減少することになります。

(1) 適用対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に事業税の外形標準課税が適用されます。ただし、公共法人のように所得に対する課税が行なわれない法人は適用対象となりません。

(2) 税率

		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日以降に 開始する事業年度	改正前
付加価値割		0.72%	0.96%	0.48%
資本割		0.30%	0.40%	0.20%
所得割	年400万円以下	3.10%	2.50%	3.80%
	年400万円超800万円以下	4.60%	3.70%	5.50%
	年800万円超	6.00%	4.80%	7.20%

※ 上記の税率は地方法人特別税等に関する暫定措置法を考慮しておりません。

3. 実効税率

法人税率の引き下げや外形標準課税の拡大により、実効税率は以下のように変わります。

所得金額の区分		平成25年3月期 平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
大法人(所得区分なし)		38.01%	35.64%	32.07%
中小法人	年400万円以下	22.86%	21.43%	20.79%
	年400万円超800万円以下	24.56%	23.16%	22.59%
	年800万円超	39.43%	37.11%	34.40%

※ 上記の実効税率は東京都に本社がある3月決算法人を前提として算出しています。